

大学に、「授業料」返還義務！

14年度入試以降、3月末日までの入学辞退者に原則返還。
ただし、入学金は原則、返還の義務なし。

旺文社 教育情報センター 18年12月

私立大に合格後、入学を辞退した元受験生がいったん収めた入学金や授業料など学生納付金(以下、学納金)の返還を大学側に求めていた訴訟の最高裁判決がこの程、あった。最高裁は、合格者と大学との間の契約(入学手続など)にも「消費者契約法」が適用されるとの判断を初めて示し、同法施行下の14年度入試以降、3月末日までに入学を辞退した者には原則として授業料などを返還するよう大学側に命じた。

一方、入学金は、入学できる地位を取得するための対価であるとし、原則、返還の義務はないと結論づけた。

今回の訴訟の対象となった20大学に対する最高裁の判断を典型的に整理するとともに、私立大における学納金に関する文科省の指針や、学納金の取扱いの実態等をまとめた。

最高裁の判断

<「消費者契約法」の適用>

大学側は長年、いったん納入した学納金は返還しない旨を「募集要項」などに記載した「不返還特約」を根拠に、入学辞退者への返還には応じてこなかった。

しかし、事業者が一方的に定めた高額な違約金を取ることを禁じた「消費者契約法」が13年4月に施行されてからは、各地で学納金の返還を求める訴訟が相次ぎ、これまで、元受験生によって約150大学が提訴され、全国の地裁や高裁で学納金返済の判断が割れていた。今回の最高裁判決の対象は20大学で、原告は平成9年度～16年度入試で合格した元受験生である。

<授業料等について>

最高裁はまず、授業料(施設設備費、教育充実費等を含む。以下、「授業料等」と略)については「消費者契約法」を判断基準とし、同法が施行された13年4月以降の入試、つまり「14年度入試(14年度入学者のための選抜)以降」と、同法が施行されていない「13年度入試以前」とに分けて判断した(表1参照)。

- 13年度入試以前:「消費者契約法」施行前の入試に当たる。「不返還特約」が過度な利益を得るものでない限り、民法の公序良俗に違反しないとして、一般入試(個別試験、センター試験利用入試等)や推薦・AO入試も含め、“返還の義務はない”としている。
- 14年度入試以降:「消費者契約法」施行後の入試には同法を適用した上で、選抜形態の実態や辞退表示の時期などによって、次のように判断している。

(1) 一般入試：① 3月末日までの辞退＝補欠合格などで定員確保が可能(入学辞退は織り込み済み)で、大学に損害は生じず、「不返還特約」は無効。“辞退者には授業料を返還すべき”と判断。辞退表示は、口頭でも有効としている。

② 4月1日以降の辞退＝大学にとってこの時期の辞退は想定外で、補欠合格などでの定員確保は難しく、大学側に損害が生じるとして原則、“返還請求は認められない”とした。

* 例外…入学式当日の「辞退表示」を想定している場合＝「募集要項」等に、入学式の無断欠席を入学辞退(辞退の意思表示)とみなす旨の記載がある場合、入学式当日での辞退表示を大学が想定していると解釈。そのため、4月1日以降の入学式を無断欠席した者への返還を命じた。

(2) 推薦・AO入試：原則として専願で、合格後は入学することを前提とした推薦入学やAO入試については、辞退による欠員補充が容易にできる時期より前に辞退表示したなどの特別な事情のない限り、“返還の義務はない”とした。

<入学金の位置づけ>

入学金は、受験生が入学できる地位を得るために払った対価であるとし、入試年度や辞退表示の時期に関係なく、“返還の義務はない”と判断した(表1参照)。

● 学納金返還に関する最高裁の判断

(表1)

入学金 返還の必要性	授 業 料 等				
	入試年度	辞退表示の時期	返還の必要性	判断の要旨	当該大学
なし 入試年度、辞退表示の時期、及び選抜形態などに関係なく、入学できる地位を得るために払った対価。	13年度入試以前	時期は問わず	なし	「募集要項」等に記載した「不返還特約」は、大学側が過度な利益を得るものでない限り、公序良俗に反しない。	京都産業大／摂南大／大阪医科大学／大阪経済大／神戸松蔭女子学院大
	14年度入試以降	3月末日まで	あり	補欠合格などで定員確保(補充)が可能で、大学側に損害は生じず、「不返還特約」は無効。	関東学院大／北里大／東邦大／日本大／大阪樟蔭女子大
		推薦・AO入試	なし	推薦・AO入試は、原則とし専願で入学を前提としている。ただし、辞退による代替りの入学者を容易に確保できるかどうかなど、辞退時期に応じて個別に判断。	日本大 (高裁に審理差し戻し)
		4月1日以降	なし	入学の可能性が高いと予測され、定員補充も困難で、大学側に損害が生じる。	芝浦工業大／中央大／東京理科大／同志社大／阪南大／大阪樟蔭女子大／関西福祉科学大
		入学式における、辞退者の予測	あり	「募集要項」等に「入学式の無断欠席を入学辞退とみなす」旨の記載がある場合、大学側は辞退者の出ることを予測している。	東洋大／武蔵工業大／同志社女子大／摂南大／大阪経済大／大阪工業大

注) ① 「あり」＝原則、返還を命じる。「なし」＝原則、返還の必要なし。

② 今回の訴訟の対象大学：北里大／芝浦工業大／中央大／東京理科大／東邦大／東洋大／日本大／武蔵工業大／関東学院大／京都産業大／同志社大／同志社女子大／大阪医科大学／大阪経済大／大阪工業大／大阪樟蔭女子大／関西福祉科学大／摂南大／阪南大／神戸松蔭女子学院大

③ 授業料等には、施設設備費、教育充実費等を含む。

■文科省の指針■

私立大の入学手続時における学納金の取扱いについて、文部省(当時)は昭和 50(1975)年 9 月、「授業を受けない者からの授業料徴収等は国民の納得を得られない」などとし、「合格発表後の短期間に納入させることは避け、例えば、入学式当日の概ね 2 週間前の日以降に徴収する」などの善処を求める通知を出していた。

また、大学入試を所管する文科省大学入試室は毎年、入学者選抜の具体的な実施事項や留意事項などを記した「大学入学者選抜実施要項」(以下、「実施要項」)を各国公私立大学あてに通知している。

その「実施要項」におけるこれまでの私立大の入学時納付金の取扱いをみると、前記の文部省通知を前提としつつ、次のような 3 段階を経て具体的な指針が提示されてきた。

① **～14 年度**：私立大に限定せず、入学に要する経費の種類・額や納入手続・期限等について、受験生にわかりやすく、十分注意を喚起できるような募集要項の作成改善を求めている。

② **15・16 年度**：上記 の事項に加え、次のように私立大の納付金の扱いについて提示している。

●私立大学の入学手続時における学生納付金の取扱いについては、推薦入学等も含め、少なくとも入学料以外の学生納付金を納入する期限について、合格発表後、短期間に納入させるような取扱いは避ける等の配慮をすること。

③ **17～19 年度**：上記 の事項に加え、納付金の返還申出期限にも言及するなど、さらに踏み込んだ具体的な指針を提示している。

●私立大学の入学手続時における学生納付金の取扱いについては、少なくとも入学料以外の学生納付金を納入する期限について、合格発表後、短期間に納入させるような取扱いは避けるものとする。

授業料、施設設備費等の学生納付金の納付期限又は入学辞退に伴う学生納付金の返還申出期限については、一般選抜、推薦入学等の入学者選抜の方式を問わず、授業料等の重複納付を避ける等の観点から、例えば国公立大学の後期日程の合格発表日までにはほぼ全大学の合格発表がなされていることを踏まえ、少なくともそれより後にすることが望ましい。

なお、文科省私学部では 15 年 11 月(16 年度入試に適用)、学納金の納付期限や返還申出期限を国公立大の後期日程の合格発表後に設定するよう、各私立大へ通知していた。

■学納金の「延納期限」「返還申出期限」の実態■

文科省は、私立大の入学金以外の納付金(授業料、施設設備費等)の「延納(入学に必要な納付金を入学手続完了まで 2 回以上に分割して納入)期限」と、前納した納付金の「返還申出期限」の設定状況を調査、公表している。

<「延納・返還制度なし」等は13%>

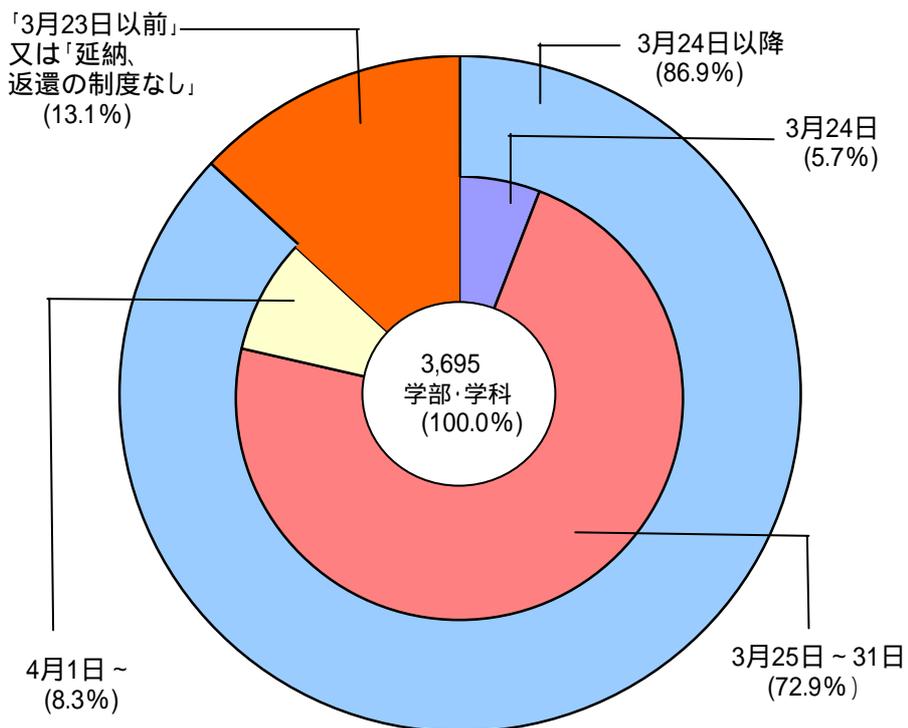
文科省の調査によると、17年度入試の場合、「延納期限」や「返還申出期限」を国公立大後期合格発表の最終日である“3月24日以降”に設定した私立大は、3,695学部・学科(回答のあった、一般・推薦等、選抜方式別に集計)のうち、約3,200学部・学科(約87%)に達している。

しかし、後期合格発表前の“3月23日以前”に期限を設定、あるいは「延納・返還制度なし」が約480学部・学科(約13%)となっている(図1参照)。ただし、これらの学部・学科の中でも、「返還制度なし」は推薦・AO入試などの一部に限られているという。

なお、同省調査による17年度の私立大(学部)初年度学納金の平均額は、入学金 = 28万33円、授業料 = 83万583円、施設設備費(教育充実費等含む) = 19万5,340円で、合計 = 130万5,956円である。

私立大17年度「延納」又は「返還申出」期限の設定状況

(図1)

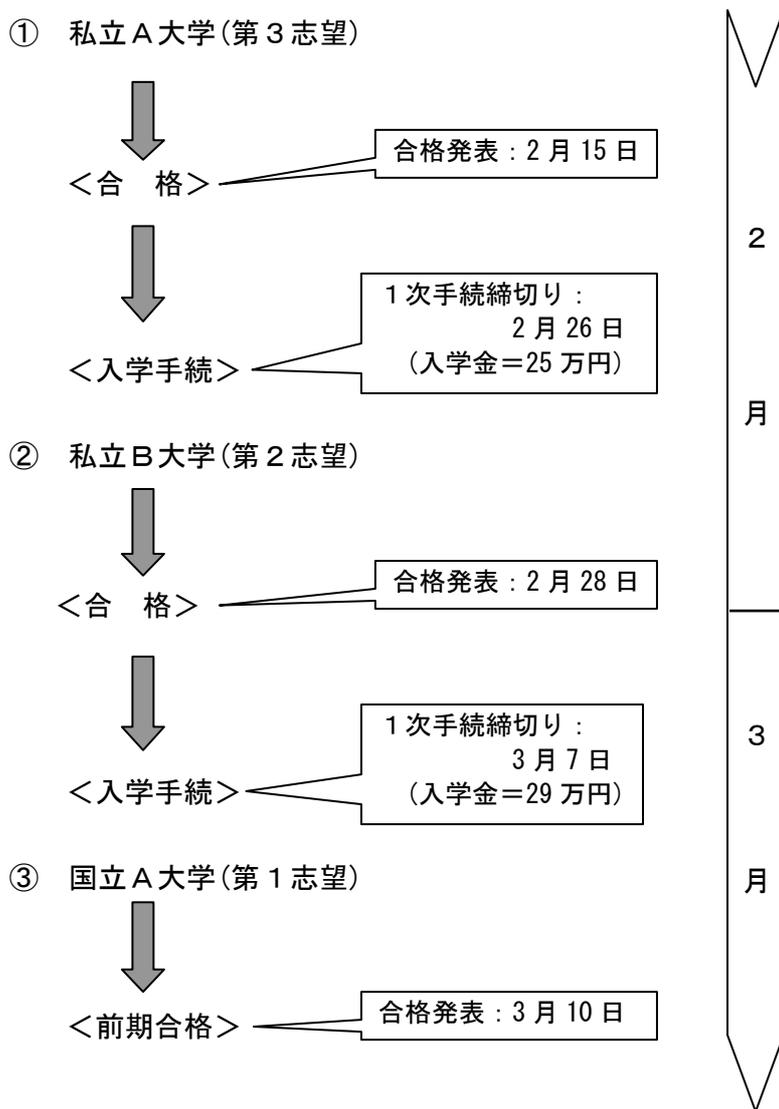


注) 文科省調査資料(18年2月)より。

＜国私“併願”の入学金＞

私立大「一般入試」の入学手続はまず、“1次手続”として入学金を国公立大前期日程の合格発表時期(19年の場合、国立大=3月6日～10日、公立大=3月1日～10日)以前に納付し、“2次手続”として授業料等を3月中に納付するのが一般的だ。

こうしたことから、国立大を第1志望、私立大を第2、第3志望とした場合、入学手続の時期によっては、次のようなケースが生じる。



上記のケースでは、第2志望、第3志望の私立大へ前納した「入学金」合計54万円は、原則として返還されない。

■ 解 説 ■

私立大にとって学納金は収入の多くを占めており、受験生数減の中、入学手続きにおける入学金や授業料等の返還が経営に及ぼす影響は小さくない。入学金は、これまでも所謂、“滑り止め”料などとして前納され、入学を辞退してもほとんどの場合、返還されていない。一方、授業料等は、その返還について大学により様々な対応がとられてきた。

こうした中、「消費者契約法」が施行されたことから入学金や授業料等の返還訴訟が相次ぎ、文科省も前述のような一定の指針を示し、受験生への配慮を求めてきた。

現在、私立大「一般入試」の場合、多くの大学では文科省のガイドラインに則って、3月末日までに入学を辞退すれば授業料等は返還されているが、入学金はほとんど返還されていない。入学金については、返還の必要なしとされたことから、今後、値上げも懸念される。ただ、最高裁は、“不相应に高額”な場合は返還もあり得るとして、歯止めを掛けている。

また、私立大入学者の4割以上を占める推薦入学やAO入試については、大学側の対応が様々で、選抜上の位置付けも含め、一定の基準づくりが急がれる。

今回の最高裁判決で、司法による基準がはっきりと示された意義は大きい。今後、学納金の取扱いについては、「募集要項」等への明確な記載も含め、一層の整備が望まれる。